

A13 通常の食事を支給する場合と残業・宿日直の食事を支給する場合とで、それぞれ取り扱いが替わりますので、注意が必要です。

(1) 通常の食事を支給する場合

スタッフに対して支給する食事（残業、宿日直をした者に支給するものを除く）は、次の用に取り扱われます。

- ① 無償で支給している場合は、その食事の全額がそのスタッフの給与として課税されます。
- ② その食事の 50%以上をスタッフから徴収し、病医院の負担額が月額 3,500 円未満（消費税を除く）の場合は非課税とされます。
- ③ ただし、病医院の負担額が月額 3,500 円以上（消費税を除く）の場合には、その負担額全額がそのスタッフの給与として課税されますので、注意が必要です。

(2) 残業、宿日直の食事を支給する場合

残業または宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給してもそのスタッフへの給与として課税しなくてもよいことになっています。